

平成 22 年度大和市消防運営審議会議事録

開催日時：平成 23 年 2 月 15 日（火）午後 2 時 00 分から

開催場所：消防本部 3 階講堂（傍聴希望者なし）

1．開会

2．会長あいさつ

3．消防長あいさつ

4．自己紹介

（１）委員自己紹介

（２）職員紹介（消防長）

5．議題

（１）会長職務代理選出

・大和市消防運営審議会規則第 3 条 3 項の規定により、会長職務代理を決定する。

（２）平成 22 年度消防行政の基本方針及び主要事業の実施について

・消防総務課長説明

6．その他

（１）平成 22 年（1 月～12 月）における大和市の災害概要について

・管理課長説明

（２）平成 22 年度整備車両の概要

・警防課長説明

（３）平成 22 年度消防団車庫詰所移転建替事業計画について

・警防課長説明

（４）大和市災害消防協力隊の創設について

・警防課長説明

（５）平成 22 年度救急救命課事業報告

・救急救命課長説明

・(委員質疑)

「やまとAED救急ステーション」の事業所認定の条件はありますか。

・回答(救急救命課長)

まず、設置したAEDを市民が利用できる環境を整えていくという趣旨にご賛同いただいた事業所からの申請が必要となります。その後救急救命講習を受講していただいた上で、認定しております。

補足として、認定事業所に設置されたAEDについて、本体の管理については認定事業所での対応とさせていただいておりますが、AEDを使用した際の消耗品、たとえば電極パッドの交換などは消防本部にて対応することになっております。

(6)住宅用火災警報器普及促進活動について

・予防課長説明

・(委員質疑)

個人宅への設置確認をする予定はありますか。

・回答(予防課長)

個人宅へ直接調査することはできません。調査については自治会を通じたアンケート調査にて把握し、普及率については調査結果を国へ報告し、マンション関係の建物も入れた形で出しています。

・(委員質疑)

悪質業者について実際に被害は出ていますか。

・回答(予防課長)

実際の被害の報告は受けていませんが、消防から依頼されて来たといって訪問販売で購入させようとした業者が回っているという電話や、かなり高額な値段で購入させようとした業者が来たという電話を予防課で受けております。

・(委員質疑)

普及率は上がっていますか。

・回答(予防課長)

東京の例をみても義務化の期限後にはかなり上がる見込みです。6月の調査で詳細は把握できると考えます。

・(委員質疑)

消防職員が直接警報機を販売することはできませんか。

・回答(予防課長)

直接販売はできませんが共同購入のやり方は教示できますので予防課までご連絡ください。

・補足(消防長)

住宅用火災警報器はあくまで逃げ遅れを防ぐためのものであり、自分の身を守るものであるという認識を忘れないようお願いします。

・(委員要望)

地域の防災訓練前の1分間行動で電池の確認を1年に一度する等、消防が率先して自治会を通じてPRしていくなど設置後の対応をしていければよいと思います。

(7) 消防・救急無線デジタル化に伴う無線局整備計画の構築について

- ・指令課長説明

(8) 平成23年度 防火ポスターの審査会について

- ・消防総務課長説明

(9) その他

- ・(委員質疑)

自治会で小中学生が拍子木を打ちながら火の用心をしている。ポスター以外にも事例発表できませんか。

- ・回答(予防課長)

事例発表としては少年消防団の活動を充実させ、発表の機会を持っております。

- ・(委員要望)

地域ぐるみの活動も事例も発表していける場があればよいと思います。

- ・(委員質疑)

大和市の消防車は警鐘を鳴らさないように思われますが

- ・回答(管理課長)

火災の出動時警鐘を鳴らすことになっています。個々の事例までは把握できていませんが周知徹底させていきます。

- ・(委員質疑)

マンションの防火管理者設置について消防としての対応をお聞きしたい。

- ・回答(予防課)

現状、査察時に設置していない場合注意をしています。罰則規定はありませんが、消防として査察の強化に取り組むことで対応しています。防火管理者は講習受講の義務がありますが、大和市では年2回のみであるため、受講の都合がつかないと長期不在になる可能性があります。対応については予防課へご相談ください。

- ・(委員質疑)

審議会の資料について、事前にもらえないでしょうか。

- ・回答(消防総務課長)

審議会前に配布できるよう調整します。

7. 閉会